

東京商工会議所 平成19年度税制改正に関する要望のポイント

企業の競争力強化

わが国企業の国際競争力強化を通じて、アジア等のダイナミズムを取り込んだ高めの経済成長を目指す。

法人実効税率（現行40.69%）の引き下げと軽減税率の適用所得金額（現行800万円）の引き上げ

減価償却制度の抜本的な見直し

資本設備の法定耐用年数の短縮化。
残存価額（現行10%）を廃止、償却可能限度額（現行95%）を全額償却できるよう改める。
リース会計基準の見直しに伴う税務上の取扱いは、リース活用企業への影響を最小限に。

金融所得課税の一体化

税率は10%程度。
非上場株式やベンチャー株式も損益通算の対象に。
譲渡損の3年ないしは5年程度の繰越または他所得との通算を認める。
金融番号制度は将来すべての納税者を対象にした番号制度への移行も想定した仕組みに。

環境税の導入反対

「環境と経済の両立」を阻害する環境税の導入には反対。

経済の成長なくしてわが国の財政再建なし

中小企業や地域経済への支援

中小企業や地域経済が自らの資源や創意工夫により自立的な回復軌道に復帰し、景気拡大の恩恵があまなく波及するよう、税制上の支援策を講じることが必要。

特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の抜本的な見直し

本措置にはいくつもの問題点があり、廃止を含めその大幅な見直しを求める。

中小同族会社に対する留保金課税の廃止

事業承継に係る税制

包括的な事業承継税制を確立すべき。事業用資産については、事業継続することを前提として非課税。まずは、後継者が非上場の自社株式を保有している間は、相続税の課税を猶予すべき。財産評価基本通達における種類株式の評価方法を明確化すべき。相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件（65歳以上）を引下げ、非課税枠（2,500万円）を大幅に拡大すべき。取引相場のない株式の評価方法のさらなる改善を図ることが必要。

エンジェル税制の延長・拡充

「株式譲渡益の圧縮特例」の適用期限（18年度末）延長とエンジェル税制全体のさらなる拡充。

中小企業等基盤強化税制の延長

中小企業投資促進税制と対象や要件が重複していることから同制度と統合して存続するべき。

事業遂行上必要かつ合理的な支出である交際費の全額損金算入

土地・住宅関連税制

「長期所有土地等から土地・建物等への事業用資産の買換え特例」等の適用期限（18年末）延長。
民間都市再生事業及び民間都市再生整備事業に係る税制上の特例措置の延長。
固定資産税に係る家屋の評価方法及び償却資産に係る固定資産税の見直し。
事業所税の廃止。

経済社会の変化への対応

税制は、広く民間の経済活動の有り様を規定し、社会構造の形成に大きな影響を及ぼす側面を持つことから、経済社会の変化も視野に入れた税制の見直しが必要。

児童税額控除の創設と所得控除の見直し

義務教育終了までの児童を対象に「児童税額控除」を創設。
給与所得控除の見直しは慎重な議論が必要。
退職所得控除は勤続年数の長短に拘わらず退職所得の一定割合を控除する仕組みに。
配偶者控除は現行制度のまま存続すべき。

会社法施行に伴う税制措置の整備

新たな組織再編の形態が税制適格となるよう税制措置を講じるべき。
合同会社に対する構成員課税の導入の是非については慎重な検討が必要。

税法上の親族概念の見直し

現行税制上、親族の範囲はあまりにも広く、実際の判定も困難であることから、親族概念を見直す必要がある。

企業年金・退職金制度に係る税制の見直し

確定拠出年金制度の拠出限度額引上げ、中途引出し要件の一層の緩和、マッチング拠出の容認等。
特別法人税は廃止すべき（平成20年度末を待たずに）。
適格退職年金の廃止に伴う移行先の1つとして特定退職金共済が受け皿となるよう要件や手続きを明確化するなど法的整備を急ぐこと。

印紙税の税率見直し及び廃止

非課税となる契約金額の大幅な引き上げ、税率の累進度の緩和などの見直しを図るとともに、順次廃止すべき。

納税環境の整備

納税者番号制度の早期導入に向け、具体的な検討を進めるべき。
電子申告・納税制度の普及促進（システム改善、安全性向上、税制上のインセンティブ付与等）。
地方税に係る税務行政の効率化（徴収事務の民間への業務委託の推進、収納方法の拡大、賦課徴収事務の一元化、税務職員の削減への取組等）。